

第3回富山県入札契約適正化検討委員会 議事概要

日 時 平成19年5月8日(火) 14:00~15:40

場 所 県庁4階大会議室

出席者 委員 西頭委員(委員長)、安部委員、石田委員、柿澤委員、神川委員、
佐野委員、山本委員

県 埴生土木部長、井波土木部次長、前田管理課長、安久建設技術企画課長、
滝川営繕課長、石田農林水産部次長、下村農林水産企画課長、
遠藤耕地課長、人母企業局経営管理課長 他

(議事概要)

1 取りまとめ素案の審議

- (1) 一般競争入札の拡大と地域要件の設定
- (2) 総合評価方式の拡充
- (3) 著しい低入札に対する対策

2 主な意見

○一般競争入札の拡大と地域要件の設定

- ・ 2000万円以上に一般競争入札を拡大するのはいいと思う。指名競争を残しておく必要もあると思うので、指名競争入札の必要性も検討すべきではないか。
→他県においても現在検討中であり、各県の状況等も踏まえながら検討してまいりたい。
- ・ 拡大範囲を原則として1000万円以上とし、実施状況を検証しながら順次拡大を検討する方法もある。
- ・ 2000万円まで拡大すれば入札件数全体に占める割合もかなりの割合となるので素案は妥当ではないか。とりあえず2000万円以上まで拡大、今年度実証してさらに検討すればよい。
- ・ 地域要件の設定については、地場産業の振興の観点から県内企業で施工できるものは県内企業に発注するのはよいと思う。特殊工事等については県内企業のみでは施工が困難なので、県内企業と県外企業のJVとするのは現実的ではないか。

【審議結果】

素案の方向で最終報告を取りまとめる。

○総合評価方式の拡充

- ・ 技術的工夫の余地の小さい工事を含めて幅広く試行を行うよりも、技術的工夫の余地の大きい高度技術提案型や標準型を中心に絞って試行した方が効果的ではないか。
→技術的工夫の余地が小さい工事であっても、過去の実績等により企業の施工能力を評価し、確実な施工性を確保することも必要であると考えており幅広く試行を行いたい。

【審議結果】

素案の方向で最終報告を取りまとめる。

○著しい低入札に対する対策

- ・ 応札の偏り方によって変わってくるのでどれがいいかは一概には言えない。思い切ってやってみたらどうか。
 - 具体的な基準値の算出方法については、次回の委員会までに整理したい。

- ・ どのくらいの落札率で著しい低入札と言えるか目安はあるか。
 - 具体的な数字は念頭はないが、一般的な工事では少なくとも予定価格の 50%台となるものは著しい低入札と考えてもよいのではないか。

- ・ 最低制限価格制度と低入札価格調査制度を併用している県が多いが、併用は矛盾しているのではないか。何のための低入札価格調査制度かということになる。

【審議結果】

素案の方向で最終報告を取りまとめる。

○事務連絡

- ・ 次回の会議は 6 月 6 日午前に開催する予定。

(以上)